

県貨物運転手中上氏の自殺損害賠償事件

勝訴のご報告とお礼

1 1月22日、岡山地方裁判所倉敷支部は、岡山県貨物運搬従業員中上孝志氏の自殺事件について、会社の責任を認定して原告（妻、息子2人）に対して損害賠償金を支払うことを命じる判決を下しました。

長距離運転手として勤務していた中上孝志さん(当時 53 才)は、2000 年 3 月 22 日、トラックの荷台で自殺しました。

中上さんは、長時間の運転に従事していたことと、配車を担当する上司から受けていた差別的嫌がらせが原因で心身ともに疲弊しきってしまい、うつ病に罹患しました。このような状況のなか、中上さんは水島から名古屋に運んだ荷物を壊す事故を起こし、会社上司から責任追及され、自殺に至ったものです。

労災申請は、審査会でも棄却され、この取消しを求める行政訴訟も地裁、高裁で棄却されました（2011 年 1 月 27 日）。

12 年 8 か月の長期にわたるたたかいで逆転、会社の責任を認めさせることが出来ました。

みなさんのこれまでのご支援にお礼を申し上げ、ご報告します。

2012 年 11 月 22 日

岡山県労災職業病・過労死連絡センター

（連絡先：岡山県労働組合会議内）